

第 11 号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
 (山田 1 生産緑地地区ほか 1 地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

都市計画生産緑地地区中、山田 1 生産緑地地区、山田 2 生産緑地地区の計 2 地区を廃止する。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成 3 年の生産緑地法の改正に伴い、平成 4 年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。

このたび、区域区分の変更に伴い、市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区について廃止する。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

| 地区名称 | 変更前 | 変更後 | 増減 | 備 考 |
|------------------|----------|-----|----------|-----|
| 山 田 1 生産緑地地区 | 約 0.24ha | — | 約△0.24ha | 廃止 |
| 山 田 2 生産緑地地区 | 約 0.14ha | — | 約△0.14ha | 廃止 |
| 廃止：2 地区、約△0.38ha | | | | |

2. 変更前後対照表

| | 変更前 | 変更後 | 増減 |
|-----|------------|------------|----------|
| 地区数 | 500 地区 | 498 地区 | △2 地区 |
| 面積 | 約 106.48ha | 約 106.10ha | 約△0.38ha |